

大津湖南都市計画道路（野洲市決定）の都市計画変更決定（案）  
に係る縦覧結果について

■縦覧結果について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、大津湖南都市計画道路（野洲市決定）の都市計画変更決定案について、市都市計画課において縦覧を行った結果、住民及び利害関係人から、縦覧期間満了日までに受理した意見書はありませんでした。

(1) 縦覧期間 縦覧期間開始日の翌日から起算して2週間を経過する日まで  
(平成27年2月6日～2月20日)

(2) 縦覧場所及び縦覧申込結果  
市都市計画課 1件

(3) 意見書の提出先及び受理結果  
市都市計画課 0件

以上